

壬生町消費生活センターを ご存知ですか？



壬生町役場 生活環境課内

壬生町消費生活センター

開所日：平日（祝日、12/29～1/3を除く）

開所時間：9：00～12：00 / 13：00～16：00

電話

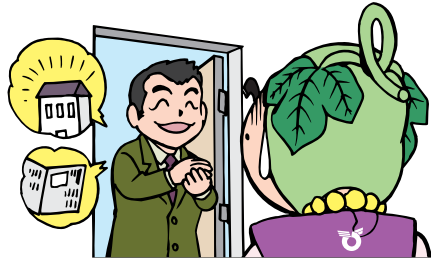
☎82-1106

- ◎事業者との間に起きた商品やサービスに関する相談
- ◎身近な消費生活全般にわたる相談
- ◎電話でも来所でも相談をお受けします。

こんなトラブルに巻き込まれていませんか？

訪問販売

自宅に来たセールスマンから勧誘され、住宅リフォームや新聞購読の契約をした。



SF商法

「景品プレゼント」などと人を集め、締め切った会場で雰囲気盛り上げ、最終的には高額な商品を売りつけられた。

キャッチセールス

街頭で「簡単なアンケートに教えてください」と声を掛けられ、営業所等について行くと、高額な品物を買わされた。

次々販売

訪問販売で次々と布団や浄水器など商品を購入させられた。

製品事故

食品表示

電話勧誘

投資マンション、資格取得講座、株、健康食品などの勧誘電話がしつこくかかってくる。断ったのに商品が送られてきた。



架空請求

身に覚えのない料金の請求や、裁判を思わせるハガキやメールが送られてきた。



通信販売

カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等を見て、商品を購入したが、注文品と違うものが届いた。



劇場型勧誘

電話で「特別に選ばれた人だけに」と未公開株や社債などの購入を勧める。その後、別の業者が「高値で買い取る」と名義貸しを持ちかけてくる。



借金の返済が困難になってしまった方

クレジットカードやサラ金の返済など、借金がどんどん増え、自分の収入では到底返済できなくなってしまった状態を「多重債務」といいます。多重債務になってしまった場合でも、解決する方法は必ずあります。ひとりで抱え込まず、相談してみましょう。



インターネットトラブル

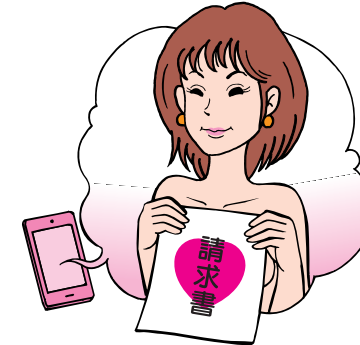
光回線トラブル

電話や訪問で、「電話やインターネット料金が安くなる」と勧誘され契約したが、実際には安くならなかった。



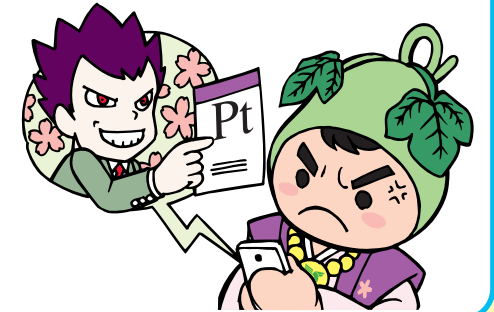
アダルト情報サイト等

無料の動画サイトを閲覧しているつもりが、年齢確認をクリックすると高額な利用料金の請求画面になった。



サクラサイトトラブル

SNSで知り合ったメル友にスマートフォンが壊れたからと別のサイトに誘導され、ポイント購入を勧められた。(出会い系サイト)



「契約」ってなに？

契約とは、商品を「買いたい」「売りたい」というようなお互いの意思表示が合致することによって法律上の責任が生じる関係を言います。契約が成立すると、正当な理由がない限り、一方的に取り消すことが出来なくなります。

※口約束でも契約は成立します。

これも「契約」



コンビニで買物をした

スマートフォンでアプリをダウンロードした



困った時は、一人で悩まずに、ご相談ください

クーリング・オフ制度

一度契約してしまっても、法律で定められた取引方法で一定の期間内であれば、無条件で解約することが出来る制度です。「押し切られて」「勢いで」契約してしまったなど、後悔が残る場合は、頭を冷やして考えてみましょう。

クーリング・オフが可能な主な取引と期間

クーリング・オフ	適用対象	期間
訪問販売	店舗以外での訪問販売（キャッチセールスやアポイントメントセールス、SF商法では店舗契約を含む）による商品やサービスの契約など	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による商品やサービスの契約など	8日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介の継続的サービス契約	8日間
訪問購入	店舗以外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	20日間

クーリング・オフの方法

- ◆ はがき（簡易書留）や内容証明郵便など証拠の残る書面で行います。
- ◆ 「契約を解除する」旨を明記し、支払済の代金の返金、商品の引き取りなどを求めます。
- ◆ はがきの場合は、両面のコピーをとって控え伝票とともに保管します。
- ◆ クレジット契約をした場合は、信販会社にも同時に「契約を解除する」旨を通知します。

●事業者への通知例

通知書

契約年月日 ○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○円
 販売者 ○○株式会社
 ○○営業所
 担当者 ○○○○氏
 上記契約は解除します。
 支払い済みの○○○○円を返金し、商品はお引き取りください。
 通知を出した年月日
 自分の住所・氏名

郵便はがき

□□□□□□□□

事業者住所
 事業者名
 代表者様

●信販会社への通知例

通知書

契約年月日 ○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○円
 販売会社名 ○○株式会社
 ○○営業所
 上記契約は解除します。
 通知を出した年月日
 自分の住所・氏名

郵便はがき

□□□□□□□□

信販会社住所
 信販会社名
 代表者様

消費者ホットラインでも相談をお受けします。

電話：**188** 泣き寝入り

ゼロ ゴー ナナ ゼロ さ ろ う よ み ん な を

0570 - 064 - 370

お住いの郵便番号などを入力いただくと、現在開所しているお近くの消費生活センターへお繋ぎします。国民生活センターに繋がることもあります。